

# 和歌山県青少年問題協議会規程

(昭和29年2月1日)

## (目的)

第1条 この規程は、和歌山県青少年問題協議会条例（昭和28年和歌山県条例第36号）第8条の規定に基づき、和歌山県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

## (幹事)

第2条 協議会に幹事30人以内を置く。

- 2 幹事は、別表に定める関係機関の職員、その他、会長が特に必要と認め、指名した者をもって充てる。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐し、担当事務を整理する。

## (議長及び議事方法)

第3条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長、副会長ともに事故がある場合は、会長があらかじめ指名する委員が、会議の議長となる。

## (雑則)

第4条 この規程に定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附則

この規程は、昭和29年2月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月8日から施行する。

この規程は、令和3年6月2日から施行する。

別表（第2条関係）

役 職 名	
和歌山家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	
和歌山地方検察庁統括捜査官	
和歌山保護観察所少年処遇管理官	
和歌山労働局雇用環境・均等室長	
和歌山県市長会事務局長	
和歌山県町村会事務局長	
知事室	広報課長
総務部	総務課長
企画部	企画総務課長
環境生活部	環境生活総務課長
福祉保健部	福祉保健総務課長
商工観光労働部	商工観光労働総務課長
農林水産部	農林水産総務課長
県土整備部	県土整備総務課長
教育委員会	総務課長
県警察本部	生活安全部少年課長
環境生活部	青少年・男女共同参画課長